



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 13 日 (火)
第 7 8 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (122) (指導管理室) 2
	開発行為に関する工事の完了 (123) (西部総合事務所生活環境局) 2
	廃物として認定することが困難な放置自動車 (124) (公園自然課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出の取下げ (125) (経済政策課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (126) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (127) (〃) 5
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域 及び家畜等の指定 (128) (畜産課) 6
	土地改良区の定款の変更の認可 (129) (耕地課) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (2) 8
◇ 公 告	特定鳥獣保護管理計画の決定等に関する公聴会の開催 (公園自然課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3 件) (行政経営推進課) 9

告 示

鳥取県告示第 122 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
鳥府志図録販売代金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県立公文書館
次長 川上 敬賀
- 3 委任期間
平成 19 年 2 月 16 日から同年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 123 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 18 年 7 月 11 日 鳥取県指令第 200600044453 号
（変更許可）
平成 18 年 9 月 26 日 鳥取県指令第 200600089192 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡大山町高田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡大山町高田 1220
ファミリー株式会社 代表取締役 稲田 二千武

鳥取県告示第 124 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条例第 7 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成17年1月13日	鳥取市布勢 146-1 (鳥取県立布勢総合運動公園)	トヨタ タウンエース 灰 鳥取57や5457	告示日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分	鳥取県生活環境部公園自然課へ申出
〃	〃	ダイハツ ハイゼット 白 鳥取 40 や 5107	〃	〃
〃	〃	ダイハツ ミラ 白 不明	〃	〃

鳥取県告示第 125 号

平成 19 年鳥取県告示第 8 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）で告示したホームセンタージュンテンドー夜見店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出について、大規模小売店舗を設置する者から次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー夜見店
米子市夜見町 2921-8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
島根県益田市下本郷町 206-5
- 3 届出を下げた日
平成 19 年 2 月 1 日

鳥取県告示第 126 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー夜見店
米子市夜見町 2921-8
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正

島根県益田市下本郷町 206-5
 有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春
 米子市茶町 7
 有限会社土井 代表取締役 土井英教
 米子市西福原六丁目 2-29
 有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平
 米子市富士見町二丁目 16
 有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨
 米子市東倉吉町 85-3
 変更後 株式会社開放倉庫 代表取締役社長 佐藤巖
 京都府相楽郡山城町椿井畑岡 40-1
 有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春
 米子市茶町 7
 有限会社土井 代表取締役 土井英教
 米子市西福原六丁目 2-29
 有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平
 米子市富士見町二丁目 16
 有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨
 米子市東倉吉町 85-3

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社ジュンテンドー	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社いしかわ	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 10 時
	有限会社土井	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社岡島屋山陰店	開店時刻	午前 10 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社植田写真機店	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 7 時 30 分
変更後	株式会社開放倉庫	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	翌午前 2 時
	有限会社いしかわ	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 10 時
	有限会社土井	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社岡島屋山陰店	開店時刻	午前 10 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社植田写真機店	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 7 時 30 分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	株式会社ジュンテンドー	午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
	有限会社いしかわ	終日
	有限会社土井	終日
変更後	株式会社開放倉庫	午前 6 時 30 分から翌午前 2 時 30 分まで
	有限会社いしかわ	終日
	有限会社土井	終日

3 変更年月日

平成 19 年 2 月 2 日

4 届出年月日

平成 19 年 2 月 1 日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,368 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 153 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 70 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 面積 128 m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 容量 22.8 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3 か所

位置 6 の書類に記載のとおり

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 19 年 2 月 13 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糞町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 127 号

平成 18 年鳥取県告示第 694 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した鳥取ファッションモールに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 鳥取市の意見の概要
 - (1) 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の店舗利用に配慮すること。
 - (2) 廃棄物の減量化により一層努めること。
 - (3) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策を厳守すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 2 月 13 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
鳥取市尚徳町 116
鳥取市経済観光部産業振興課

鳥取県告示第 128 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成 15 年鳥取県規則第 77 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第 6 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定する県外の区域
 - (1) 宮崎県宮崎市大字瓜生野の一部（ツブロケ谷、権葉田、小岩谷、岩谷、市六ヶ谷、池木谷、大瀬町北、枝谷、池ノ谷、白砂ヶ谷及び下畑）、大字大瀬町の一部（スゲヶ追、イワシヶ谷、長迫、大崩、小崩、梅木谷、前田、柳丸、大師坊及び永田）、大字塩路の一部（地蔵出、野狐及び下川）、大字島之内の一部（鷺取、境下、日下、森田、内ノ丸、櫛山、野中、城川、憶、苧溝、成尾、保瀬方、瀬木、岩瀬、新開、松下、保木下、久保田、町ノ園、北浦、堀内、不動坊、下ノ園、新川、古川、弘崎、田中、北山、前田、櫛田、田代、下ノ田、野間、西代、尾方、松葉迫、寺田、君ヶ浦、馬出、宿森、中小路、宮本、萩崎、永池尻、鞍掛、千丈、茱萸原、唐池、四本松及び堂山）、大字広原及び佐土原町
 - (2) 宮崎県西都市聖陵町一丁目及び二丁目、御舟町一丁目及び二丁目、桜川町一丁目及び二丁目、水流崎町、中央町一丁目及び二丁目、有吉町一丁目から三丁目まで、妻町一丁目から三丁目まで、白馬町、上町一丁目及び二丁目、中妻一丁目及び二丁目、旭一丁目及び二丁目、下妻、右松一丁目から五丁目まで、小野崎一丁目及び二丁目、大字右松、大字妻、大字三宅の一部（四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、仏久保、熊野田、池廻、長田、市ヶ菌、川ノ上、土菌、大形、松之内、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、清水前、茶嶋、大菌前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、榑木上、榑木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、島廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向菌、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、函師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、老丁田、笹々礼、境野、新町、毘沙門及び下鶴）、大字

清水、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字調殿、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北の一部（和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、坂ノ下、高野、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内改、榎木田、原無田、小浪、平下、堀町、仮屋原、上野、園、千畑、桜田、谷ノ前、松船、合ノ丸、東原、北代、仲川原、宗高、川仲嶋、長谷嶺、茶屋元、桑木原及び大木久保）、大字南方の一部（高附、添の坪、年ノ神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、菅原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、寺家田、坂ノ下、永谷、宮畑、別府川、島代、土木手、長池、岡藪、柿内、新分、伊東畑、大工畑、松木田、梅ノ木、伊左衛門、下中川原、中須、堀ノ口、寺ノ下、河久保、前水流、中水流、下水流、吉原、城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、羽根子、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、嶋台、一ノ迫、中ノ迫、杉尾、大塚原及び柳迫）、大字三納の一部（宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、臼坪、青木、新田、湯傘田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、宮田、堂園、永野、式反田、松廻、榎木廻、岩穴廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、榎木廻、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、上寺廻、下寺廻、赤目、赤目川原、後町、札立、盛、長谷場、北町外川原、赤目外川原、中川原、下川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、野原田、堤下、小坂元、曲淵、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鳶野、境田、前廻、苜払、黒傘田、榎町、眞萱崎、岩戸傘田、眞米、買地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、下摩戸、和泉、高三納下及び戎田）、大字平郡の一部（宮ノ下、天神免、別府代、菰田、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳傘田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬傘田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾熊田、江子田、池田及び新開）、大字山田の一部（井出ヶ平、川原前、川原、瀬志子、屋敷田、仮屋田、下鶴、下水流、袋島、古川、前田、馬場田、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、堂免、内田、柳木ヶ丸、左右衛門田、上屋敷、佐一田、伝蔵田、仲右衛門田、弥兵衛田、開田、一位迫、奈良木、下島、高橋、大迫、板ヶ迫及び駄良迫）、大字荒武の一部（彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐渡ヶ廻、佐渡ヶ浜、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ迫、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、傘田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮分、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、馬場田、園田及び延命寺原）、大字岩爪、大字鹿野田の一部（茶園藪、五節句、馬場、中島、田久保、請閑、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、戎田、五反田、井之尻、屋敷下、中鶴、鳥子、萱野、森田、壱反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、滝山、青山、霧島、寺下、車ヶ瀬、井手下、水洗、鶴田、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通）、大字都於郡町、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、野間口、養添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴及び山下）、大字藤田の一部（長光寺前、上鶴、野下、湯地給、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鎧、藤栄、永田、高町、井添、長傘田、楠傘田、山下、横枕、百田、水溜、巨田江、岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平島及び外藪）、大字上三財の一部（板ヶ迫及び門田前田）及び大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠傘田、南傘田、

永迫、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、新開、宮迫、山下、川久保、大島、鶴後、遊行瀬、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、城ヶ下、角地、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、古城下、柳ヶ丸、観音寺廻口、山下、中鶴、長割、彼岸田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外菌、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一)

(3) 宮崎県東諸県郡国富町大字三名の一部(亀の甲谷、上松尾、溝谷、下松尾、大谷、落合、後谷及び牧原)

(4) 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町、大字北高鍋、大字南高鍋、大字蚊口浦、大字上江及び大字持田の一部(黒瀬、松山、久保畠、打切、中村、小丸、三ノ平、元ノ下、池端、古河、待居、濱河、久保田、堀川下、中河原、松ヶ鼻、正ヶ井手、小丸出口、宮越下、杉瀬、坂本、中尾、尾崎、嶋ノ下、平ノ下、東光寺、五反田、大門、持田、樋ノ本、勝り、上の塩入、高河原、勝り下、下河原、関所、西ヶ原、計塚、牛牧、鴨野、堂藪及び萩原下)

(5) 宮崎県児湯郡新富町

(6) 宮崎県児湯郡木城町大字椎木、大字高城の一部(下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、東宮田、河原田、藪村下、藪、町、菌田、乙王丸、横町、竹ノ本、町、城下、大萩原、堀内、下萩原、鳥居久保、岩戸口、外堀、永山、城山、高城、向河原、中河原、岸立、黒水川、仁君谷前田(町道溜水田神線の南側に係る区域に限る。))、仁君谷(県道都農綾線の南側に係る区域に限る。))、山塚(同県道の南側に係る区域に限る。))、木寺(同県道の南側に係る区域に限る。))及び廣谷)及び大字川原の一部(鑑、川間、川原、本村、内屋鋪、小平、持見、甲ヶ嶺、廣谷、百合野及び溜水)

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

3 指定に係る期間

平成19年2月13日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため

鳥取県告示第129号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を平成19年2月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

平成19年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成19年2月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成19年2月14日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題

- (1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について
- (2) その他

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第4項（法第12条第5項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成19年3月7日（水） 午後1時30分から（3（1）及び（2））
午後3時から（3（3）及び（4））
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第24会議室（第2庁舎5階）
- 3 案 件
 - (1) 鳥取県ツキノワグマ保護管理計画（案）について
 - (2) ツキノワグマの狩猟の禁止について
 - (3) 鳥取県イノシシ保護管理計画（案）について
 - (4) イノシシの狩猟期間の延長について

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
庁内 LAN セキュリティ基盤ファイルサーバの運用業務 1 式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
 - ア 運用期間
平成 19 年 5 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日まで
 - イ 導入期限
平成 19 年 4 月 27 日（金）
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる業務に係る 1 月当たりの運用費用を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、役務の情報処理サービスに係るものを有する者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成 19 年 2 月 13 日（火）から同年 3 月 12 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 入札日前 2 年以内において、国、地方公共団体又は民間企業が発注した一の契約において、サーバとそのサーバ内のデータをバックアップするためのテープ装置等をセットで ISMS（Information Security Management System）の認証を取得しているデータセンターに納入し、運用した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

- (1) 入札に係る問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室
電話 0857-26-7615
電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で平成 19 年 2 月 13 日（火）から同月 22 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成 19 年 3 月 12 日（月）午後 2 時
鳥取県庁第 2 会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び運用しようとする業務が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 2 日（金）午後 2 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告及び入札説明書に示した業務を運用できる環境を1の(3)の導入期限までに導入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本件公告に示した役務にかかる予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

ノートデータベース開発・改修等業務 1 式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(1)の業務の実施に要する 1 日当たりの単価として見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 2 月 13 日（火）から同年 3 月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 19 年 2 月 13 日（火）から同年 3 月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 次の条件を満たす技術者を 1 名以上有するとともに、当該技術者を原則として週 2 回以上県の指定する場所に駐在させ、業務を行わせることができる者であること。

ア IBM 社 Lotus Software 資格のうち、「IBM 認定アソシエイト・デベロッパー」以上の資格を有するか又は同等程度の技能を有すること。

イ 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができること。

(ア) Microsoft Excel 又は Lotus 123

(イ) Microsoft Word 又はジャストシステム一太郎

(ウ) インターネット閲覧用ソフトウェア

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 2 月 13 日 (火) から同年 3 月 2 日 (金) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3363>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 19 年 2 月 13 日 (火) から同年 3 月 2 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午後 2 時

鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 (1) の場所に平成 19 年 3 月 9 日 (金) 午後 4 時までに提出し、その確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の (5) で定める金額に 245 日 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の (5) で定める金額に 245 日 を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) この公告に示した調達に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

L G W A N サービス提供設備 1 式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 6 月 30 日（土）

(5) 納入場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県議会棟別館内

鳥取情報ハイウェイ・ネットワークオペレーションセンター（NOC）

(6) 入札方法

入札金額は、(1) に掲げる物品に係る 1 月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 23 日（金）午後 4 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を 1 の (4) の納入期限までに 1 の (5) の納入場所に納入することができる者であ

って、当該物品の納入後、入札説明書で指定する保守事業者からの保守の確約を受けて保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (4) 平成 19 年 2 月 13 日 (火) から同年 3 月 22 日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 2 月 13 日 (火) から同年 3 月 2 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午後 3 時

鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 9 日 (金) 午後 4 時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める金額に 60 月を乗じた金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める金額に 60 月を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) この公告に示した調達に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。
- (2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (3) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。